

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月8日

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第2号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表児童福祉センターの項中「課長」を「課長 担当課長」に改め、同表土木事務所の項中「所長」を「所長 次長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

みどり管理事務所	所長 担当課長
----------	---------

別表教育委員会事務局の項中「凌風小中学校開設準備室副室長」を「東山泉小中学校教育企画推進室副室長」に改め、同表芸術大学の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)